**平成２４年（フ）第１４９０５号**
東京都葛飾区四つ木１丁目14―３
破産者　玉城久美枝
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５０４１号**
東京都世田谷区桜丘１丁目18―２―109
破産者　佐藤　義雄
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５１８５号**
東京都文京区本駒込４丁目10番９号
破産者　株式会社尾崎製作所
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５１８６号**
東京都足立区舎人３丁目２―18―101
破産者　尾崎　　昇
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１５５１８号**
東京都中野区中央２丁目58―16―203
破産者　モルテックエンジニアリングこと　白石　和也
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９９号**
東京都江戸川区南葛西４丁目21番14号
破産者　有限会社宮崎工務店
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１８０号**
神奈川県大和市渋谷６丁目５―２　アネックス渋谷Ｂ―202、開始決定時の住所東京都足立区東和４丁目２―１―202
破産者　田形　雅一
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第２２８号**
東京都板橋区前野町６丁目31番９号
破産者　株式会社鳥塚製作所
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５０３号**
東京都文京区本郷３丁目40番３号
破産者　三暉商事有限会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８６３号**
東京都世田谷区桜新町２丁目22番３号
破産者　エヌデーエスソシオテクノ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６０号**
東京都中央区新富１丁目15番11号
破産者　株式会社ラフ・アーツ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６１号**
東京都中野区本町３丁目11番５号
破産者　旬食株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９６２号**
東京都世田谷区成城８丁目３―19―201
破産者　下野　哲朗
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９７１号**
東京都練馬区南大泉１丁目19番２号
破産者　株式会社フローリストクボタ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９７２号**
東京都練馬区南大泉１丁目19―２
破産者　久保田昌夫
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９７３号**
神奈川県横浜市港南区日野２丁目61番３号
破産者　株式会社小後摩建築都市設計事務所
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９７４号**
神奈川県横浜市港南区日野２丁目61番３号
破産者　小後摩博明
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９８４号**
千葉県千葉市若葉区高品町528番地３
破産者　株式会社テイエスケイ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第９９９号**
東京都品川区西五反田７丁目13番６号　ＳＤＩ五反田ビル６階
破産者　スミスアンドモバイル株式会社
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１４号**
東京都多摩市豊ヶ丘１丁目３番地の18
破産者　株式会社建成監理
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０１５号**
神奈川県川崎市高津区上作延532
破産者　平山　英敏
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２７号**
千葉県松戸市根木内320―７
破産者　松本　俊介
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１０２８号**
千葉県松戸市根木内320―７
破産者　松本　郁代
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部